

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

令和4年度の地方消費税(社会保障財源化分)の予算額及び予定充当先は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	69,000千円
【歳出】 地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	866,748千円

(単位：千円)

区分		令和4年度 予 算 額 A	うち人件費 B	社会保障 施 策 費 A - B	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	369,117	39,781	329,336	64,413	79,968	1,135	183,820	14,634
	老人福祉費	381,358	1,140	380,218	4,742	60,225	3,366	311,885	24,829
	児童福祉費	382,416	61,994	320,422	98,286	111,521	10,362	100,253	7,981
衛生費	保健衛生費	400,419	77,320	323,099	25,654	14,677	11,978	270,790	21,557
合 計		1,533,310	180,235	1,353,075	193,095	266,391	26,841	866,748	69,000

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分